

議案第 6 2 号

東京都板橋区立福祉園条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 2 1 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立福祉園条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立福祉園条例（平成 9 年板橋区条例第 1 0 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項第 4 号中「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」を「第 6 条の 2
の 2 第 7 項」に改め、同項第 5 号中「第 5 条第 1 6 項」を「第 5 条第 1
8 項」に改める。

第 5 条の 2 第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 第 3 条の 2 第 1 項第 1 号に定める事業を利用する者（同号に規定
する措置に係る者を除く。） 次のア及びイの合計額（3 歳に達す
る日以後の最初の 3 月 3 1 日を経過した者であって、小学校就学の
始期に達するまでの間にあるものについては、アの額）

ア 児童福祉法第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項に規定する通所特定費用（
イにおいて「通所特定費用」という。）の額として区長が別に定
める額

イ 児童福祉法第 2 1 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号の規定による児童発
達支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、厚生
労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要
した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現
に要した費用の額）

付 則

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の
2 第 1 項の改正規定及び付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区立福祉園条例第 5 条の 2 第 1

項第1号の規定は、この条例の施行の日以後の第3条の2第1項第1号に掲げる事業（措置に係るものを除く。）（以下「事業」という。）の利用に係る使用料等について適用し、同日前の事業の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

幼児教育・保育の無償化と併せて、児童発達支援に通常要する費用が無償化されることに伴い、使用料等を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。